

第 81 回国民スポーツ大会 正式競技 会場地市町村第 7 次選定

番号	競技 (種目)		種 別	市町村	開催予定施設
1	陸上競技		全種別	都城市	(仮称) 新宮崎県陸上競技場
2	水泳	競泳	全種別	宮崎市	(仮称) 新宮崎県プール
		水球	全種別		
3	体操	競技	全種別	延岡市	(仮称) 新宮崎県体育館
		新体操	全種別		

第81回国民スポーツ大会 公開競技 会場地市町村第1次選定

番号	競技	種別	市町村	開催予定施設
1	綱引	全種別	日南市	日南総合運動公園多目的体育館
2	武術太極拳	全種別	延岡市	(仮称)新宮崎県体育館
3	パワーリフティング	全種別	延岡市	(仮称)新宮崎県体育館
4	バウンドテニス	全種別	都城市	早水公園体育文化センター
5	エアロビック	全種別	木城町	木城町体育館

令和2年(2020年)7月6日
第6回常任委員会決定

第81回国民スポーツ大会 総合開・閉会式 会場地選定

内 容	開催予定施設
総合開・閉会式	(仮称) 新宮崎県陸上競技場 【雨天時：都城市総合文化ホール】

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 宮崎県準備委員会専門委員会規程改正

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会専門委員会規程を次のとおり改正する。

1 改正の理由

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の開催準備を総合的・効率的に推進するため、「宿泊・衛生専門委員会」「輸送・交通専門委員会」「式典専門委員会」を設置する。

2 改正の内容

別紙のとおり

3 施行日

令和2年7月6日

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 宮崎県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会会則第 1 4 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 1 名

2 委員長及び副委員長は、第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 1 0 月 3 0 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 0 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 6 日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の立案に関する事 と。 2 会場地選定に関する事 と。 3 県及び会場地市町村の業務分担に 関する事 と。 4 他の専門委員会に属さない重要な 事項に関する事 と。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関する事 と。 2 文化プログラムに関する事 と。 3 他の専門委員会に属さない事項に 関する事 と。
競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営等の基本的事項に関する 事 と。 2 競技運営に係る計画の立案に関する 事 と。 3 競技用具の整備計画の事項に関する 事 と。 4 その他の競技運営に係る重要な事 項に関する事 と。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営に係る計画の推進に関する 事 と。 2 競技役員等の養成及び編成に関する 事 と。 3 競技用具整備の推進に関する事 と。 4 デモンストレーションスポーツに 関する事 と。 5 リハーサル大会に関する事 と。 6 競技記録に関する事 と。 7 その他競技運営に関する事 と。
施設整備専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設及び関連施設の基本的事 項に関する事 と。 2 開・閉会式会場及び関連施設整備 の基本的事項に関する事 と。 3 情報通信施設の基本的事項に関する 事 と。 4 その他施設に係る重要事項に関する 事 と。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設及び関連施設の調査、調 整等に関する事 と。 2 開・閉会式会場及び関連施設の調 査、調整等に関する事 と。 3 情報通信施設の調査、調整等に 関する事 と。 4 その他施設に係る調査、調整等に 関する事 と。
広報・県民運動 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の基本的事項に関する事 と。 2 県民運動の基本的事項に関する事 と。 3 その他広報及び県民運動に係る重 要な事項に関する事 と。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報及び啓発の実施に関する事 と。 2 県民運動の推進に関する事 と。 3 愛称・スローガン、マスコット等 に関する事 と。 4 報道機関との調整に関する事 と。 5 記録映像及び記録写真に関する事 と。 6 その他広報及び県民運動に関する 事 と。
全国障害者 スポーツ大会 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国障害者スポーツ大会の競技運 営に係る計画の立案に関する事 と。 2 その他全国障害者スポーツ大会に 係る重要な事項に関する事 と。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国障害者スポーツ大会の競技運 営に係る計画の推進に関する事 と。 2 その他全国障害者スポーツ大会に 関する事（他の専門委員会の委任 事項は除く）。

委員会名	付託事項	委任事項
宿泊・衛生 専門委員会	1 宿泊の基本的事項に関する事 2 医事・衛生の基本的事項に関する 3 その他宿泊及び医事・衛生に係る 重要な事項に関する事。	1 宿泊業務に関する事。 2 標準献立及び食品調達に関するこ 3 医療救護及び防疫に関する事。 4 食品衛生及び環境衛生に関するこ 5 馬事衛生に関する事。 6 その他宿泊及び医事衛生に関する 事。
輸送・交通 専門委員会	1 輸送及び交通の基本的事項に関す 2 その他輸送・交通に係る重要な事 項に関する事。	1 全国輸送に関する事。 2 開・閉会式の輸送に関する事。 3 競技会場の輸送に関する事。 4 その他輸送及び交通に関する事。
式典専門委員会	1 式典の基本的事項に関する事。 2 その他式典に係る重要な事項に関 すること。	1 開・閉会式の企画及び運営に関す 2 式典音楽に関する事。 3 式典演技に関する事。 4 大会旗・炬火リレーに関するこ 5 その他式典に関する事。

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基本方針及び会場地市町村選定基準改正

1 改正の理由

第 8 1 回国民スポーツ大会および第 2 6 回全国障害者スポーツ大会の一体的な開催準備を推進するにあたり、両大会共通の会場地市町村選定基本方針等とするため。

2 改正の内容

(1) 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会
会場地選定基本方針（別紙 1 のとおり）

改正前	改正後
(略)	(略)
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
	4 <u>全国障害者スポーツ大会の競技会場については、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱に基づき、原則として第 8 1 回国民スポーツ大会の会場を使用するものとする。</u>
	5 <u>全国障害者スポーツ大会の会場地は、選手等の負担軽減の観点を考慮する。</u>

(2) 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会
会場地選定基準（別紙 2 のとおり）

改正前	改正後
(略)	(略)
1 選定の対象 正式競技と特別競技の会場地市町村とする。なお、公開競技、デモンストレーションスポーツについては、別途選定する。	1 選定の対象 正式競技と特別競技の会場地市町村とする。なお、公開競技、デモンストレーションスポーツ、 <u>全国障害者スポーツ大会のオープン競技</u> については、別途選定する。
2 (略)	2 (略)

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基本方針

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会における会場地は、地方スポーツの普及・振興と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民スポーツ大会の趣旨及び第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次のとおり選定する。

- 1 会場地は、県内それぞれの地域に根ざしたスポーツ文化活動の振興を図るため、地域バランスに配慮して、可能な限り県内各地に分散する。
- 2 同一競技は、同一市町村で行うことを原則とするが、2 市町村以上で開催する場合は可能な限り近隣市町村で行う。
- 3 会場の選定に当たっては、市町村における開催希望、当該希望競技に係る各種競技会の開催実績、開催準備、大会運営、実施競技団体の意向、競技施設の状況、宿泊受入能力、交通の利便性、その他地域振興等を考慮し、総合的に判断する。
- 4 全国障害者スポーツ大会の競技会場については、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱に基づき、原則として第 8 1 回国民スポーツ大会の会場を使用するものとする。
- 5 全国障害者スポーツ大会の会場地は、選手等の負担軽減の観点を考慮する。

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基準

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）における会場地市町村は、第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会会場地市町村選定基本方針に基づき、次により選定する。

1 選定の対象

正式競技と特別競技の会場地市町村とする。

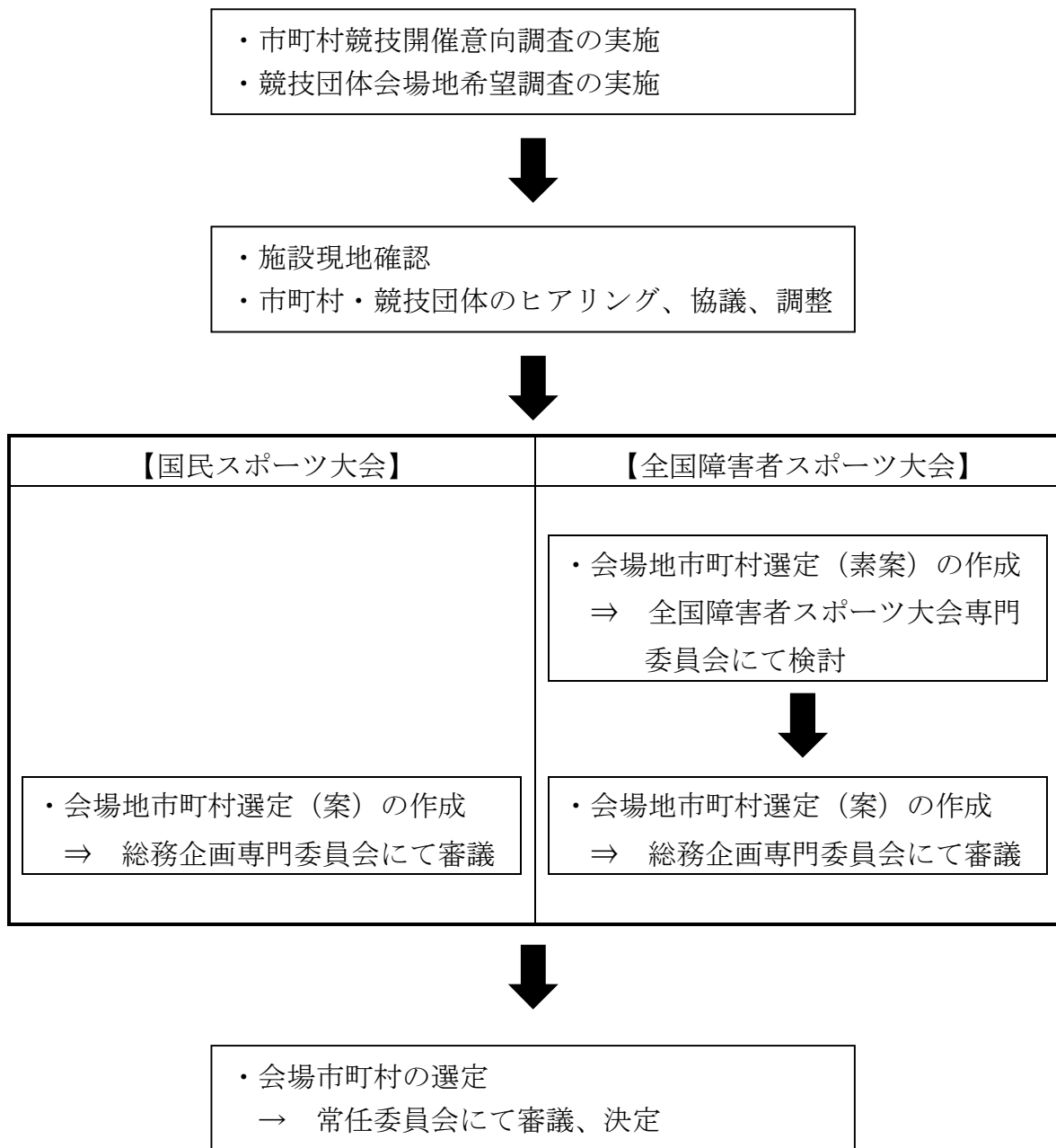
なお、公開競技、デモンストレーションスポーツ、全国障害者スポーツ大会のオープン競技については、別途選定する。

2 選定の基準

次の基準により、総合的な判断、評価のもとに選定する。

- (1) 施設所有者の同意を前提として、市町村の開催希望と競技団体の意向が原則として合致していること。
- (2) 同一競技を複数の市町村に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないこと。
- (3) 競技施設は、「国民体育大会開催基準要項細則（公益財団法人日本スポーツ協会）」で定める施設基準（以下「施設基準」という。）を踏まえ、施設の新設・改修等に当たっては、大会開催後の地域スポーツ振興への有効的な活用を考慮すること。
なお、施設の状況等によっては、施設基準の弾力的な運用を関係機関に対し要請する。
- (4) 競技役員等の確保、付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、各種競技会の開催実績、地域住民ボランティアとしての参画など大会運営に必要な環境や体制が十分整えられること。
- (5) 選手・役員の輸送及び交通手段並びに宿舎を確保できること。

[参考] 選定の手続き (概要)



第26回全国障害者スポーツ大会 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針

第26回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の開催に当たり、県及び会場地市町村は、次の方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

1 県が担当する業務と負担する経費

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な総合調整、連絡及び助言を担当し、経費を負担する。
- (2) 開・閉会式の実施及び大会実施本部の運営等、全県的・総合的な大会の準備及び運営に関する業務を担当し、経費を負担する。

2 会場地市町村が担当する業務と負担する経費

- (1) 競技会場の主催者として、競技会実施本部の運営に関する業務を担い、経費を負担する。

3 業務分担、経費負担の細目

県及び会場地市町村の業務分担、経費負担の細目については、次のとおり定める。

- (1) 県と会場地市町村の業務分担の細目は、別表1のとおりとする。
- (2) 県と会場地市町村の経費負担の細目は、別表2のとおりとする。
- (3) この細目に定めのない事項で必要なものについては、県と会場地市町村が協議の上、別に定める。

別表 1

区 分	主な内容	県	市町村
総務企画	開催準備計画の策定（全般）	○	
	開催準備計画の策定（競技会運営、独自事業）		○
	大会実施本部の設置・運営（係員の編成・業務説明会等を含む）	○	
	競技会実施本部の設置・運営（係員の編成・業務説明会等を含む）		○
	大会実施本部員等必携の作成	○	
	競技会実施本部員等必携の作成		○
	実施本部員、競技役員・補助員、各種ボランティア等の服飾の整備	○	
	式典の企画・運営	○	
行啓等	行啓本部の設置・運営、行啓計画・警備計画の策定	○	
	御泊所、御休憩所、御席（ロイヤルボックス等）等の整備	○	
歓迎・案内	ふれあい広場の設置・運営（開・閉開式会場）	○	
	ふれあい広場の運営（競技会場）		○
	会場地独自のおもてなし		任意
	案内・物品貸与・湯茶接待等の各種サービス施設の設置	○	
	案内・物品貸与・湯茶接待等の各種サービス施設の運営・管理		○
競技施設	競技会場の仮設施設の整備、会場設営	○	
	競技会場の管理・清掃美化		○
競技運営	競技実施要項・競技別実施要領の策定	○	
	競技別プログラムの作成	○	
	競技会の運営（開始式・表彰式・競技記録の報告等）		○
	競技用具の整備	○	
	競技会運営用の消耗品の整備		○
	競技役員等の養成および編成	○	
広報・ 県民運動	各種広報媒体物・行事等における大会PR	○	○
	県民運動の普及啓発・推進	○	
	会場市町村における県民運動の推進		○
	各種ボランティアの募集・養成・登録	○	
	競技会場へのボランティア配置	○	
	競技会場におけるボランティアの総括（配置・指示・調整等）		○
宿泊・衛生	宿泊計画の作成および配宿の実施、弁当の調達・斡旋	○	
	弁当引換所の運営・管理		○
	医療救護計画の策定、救護所等の設置	○	
	救護所等の運営・管理		○
輸送・交通	輸送計画の策定、輸送の実施、駐車場の確保	○	
	駐車場の管理運営・交通整理の実施		○
警備・消防	警備・消防防災計画の策定	○	
	警備・消防防災の実施		○

別表 2

区 分	主な内容	県	市町村	備 考
総務企画	大会従事者の保険	○		
	大会招待者に対する招待状の発送	○		市町村独自招待分は市町村負担
	I Dカードの作成	○		
	実施本部の備品	○		コピー機、F A X等
	上記以外の備品および消耗品		○	筆記用具等
	実施本部員、競技役員・補助員、各種ボランティア等の服飾	○		
行啓等	行啓・お成り	○		
歓迎・案内	総合案内所・看板設置	○		
	ふれあい広場の設置	○		
	ドリンクサービスの飲料	○		市町村独自提供分は市町村負担
施設整備	競技会場の仮設施設の整備、会場設営	○		
	会場使用料	○		使用料減免への協力
	トイレ・スロープ等仮設物の設置	○		市町村の判断で常設設備または、独自の仮設設備（装飾等）の整備を行う場合は市町村負担
	音響設備、通信機器等の配備	○		
	会場装飾、看板、サイン表示等	○		
競技運営	競技実施本部員の旅費		○	先催県視察、宿泊を含む
	競技実施本部員の時間外勤務手当		○	
	競技実施本部員業務必携の作成・印刷		○	
	競技運営（主管団体への委託）	○		
	競技役員等の養成・編成	○		
	競技用具の整備	○		国スポと調整・連携
	表彰物品の作成	○		大会メダル、賞状等
	プログラムの作成	○		市町村独自プログラムを作成するときは市町村負担
市町村が出演依頼をする開始式出演団体の旅費等		○	内容については競技団体等との調整が必要	
広報・ 県民運動	印刷物・広報物品等の作成	○		市町村独自作成分は市町村負担
	広報イベントの開催	○		市町村独自作成分は市町村負担
	ボランティアの募集・養成（パンフレット作成、研修等）	○		市町村独自作成分は市町村負担
	ボランティアの保険・弁当	○		
宿泊・衛生	選手団等の配宿	○		
	救護所の設置	○		
輸送・交通	計画バス等の運行	○		